平成２７年（フ）第２９３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上741番地の１
プリンスハイム湯河原207号
破産者　島田　京子
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３号
長野県飯田市駄科468番地
破産者　下平　宜嗣
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第７０号
長野県飯田市長野原588番地２
破産者　三矢　敦司
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５０号
岐阜県高山市清見町牧ケ洞2255番地
破産者　殿地屋こと　殿地　正尚
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
静岡県藤枝市時ケ谷372番地の22
破産者　米澤　宏幸
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２１号
静岡市駿河区大谷3800番地の27、開始決定時の住所静岡市清水区草薙365番地の157
破産者　小島　純治
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２２号
静岡市駿河区大谷3800番地の27、開始決定時の住所静岡市清水区草薙365番地の157
破産者　小島　久子
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４号
愛知県豊橋市天伯町字三和112番地、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田524番地　411号
破産者　林　　智之
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９０号
愛知県豊橋市植田町字西山田12番地７、従前の住所愛知県春日井市小木田町75番地１
破産者　渡邉　和伸
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２７２号
大阪府東大阪市出雲井本町５番９号
破産者　ローソン100吉田駅前店こと　大津賀　寿
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４８号
大阪府吹田市五月が丘東２番Ａ―612号
破産者　岡本　建明
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２１号
大阪市平野区背戸口２丁目12番23号
破産者　弓削　　誠
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１３号
兵庫県神戸市北区南五葉２丁目４番鈴蘭台第二団地第25号棟第404号室、開始決定時大阪府八尾市緑ケ丘３丁目７番地の２
破産者　岩田　康志
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８２号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目７番11号、住民票上の住所大阪市中央区島之内１丁目４番17―403号
破産者　竹上　俊彦
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５９３号
大阪府高槻市八丁西町１番18―1002号
破産者　山﨑　　憲
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０６号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番６―604号
破産者　藤光　妙子
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７９号
大阪府門真市上野口町23番36号
破産者　澤田　　勇
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０６号
大阪市住吉区苅田５丁目19番26―205号
破産者　山口　輝明
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８５号
大阪市平野区長吉長原３丁目７番７号　リヴェール　101号室、前住所大阪市平野区加美北３丁目10番22号
破産者　奥村　　淳
１　決定年月日　平成28年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部